

安全データシート (S D S)

1. 製品及び会社情報

製品名	コマコート
製品の種類／用途	コンクリート剥離剤
会社名	株式会社 コマロック
住所	〒 891-0132 鹿児島市七ツ島 1 丁目 9 2 番地
電話番号	T E L 099-262-5069 F A X 099-261-5610
作成日	2025 年 4 月 1 日
改訂日	2023 年 4 月 1 日

2. 危険有害性の要約

G H S 分類

引火性液体	: 区分 4 (シンボル: なし、注意喚起語: 警告)
急性毒性 (経口)	: 区分 5 (シンボル: なし、注意喚起語: 警告)
急性毒性 (経皮)	: 区分 5 (シンボル: なし、注意喚起語: 警告)
急性毒性 (吸入 - ミスト)	: 区分 4 (シンボル: 感嘆符、注意喚起語: 警告)
皮膚腐食／刺激性	: 区分 2 (シンボル: 感嘆符、注意喚起語: 警告)
眼に対する重篤な損傷性／刺激性	: 区分 2 B (シンボル: なし、注意喚起語: なし)
呼吸器感作性	: 分類できない (シンボル: なし、注意喚起語: なし)
皮膚感作性	: 分類できない (シンボル: なし、注意喚起語: なし)
生殖細胞変異原性	: 区分 2 (シンボル: 健康有害性、注意喚起語: 警告)
発がん性	: 区分 2 (シンボル: 健康有害性、注意喚起語: 警告)
生殖毒性	: 分類できない (シンボル: なし、注意喚起語: なし)
特定標的臓器／全身毒性 (単回暴露)	: 区分 2 (肺) (シンボル: 健康有害性、注意喚起語: 警告) : 区分 3 (気道刺激性、麻酔性) (シンボル: 感嘆符注意喚起語: 警告)
特定標的臓器／全身毒性 (反復暴露)	: 区分 1 (肺・皮膚) (シンボル: 健康有害性、注意喚起語: 危険)
吸引性呼吸器有害性	: 区分 1 (シンボル: 健康有害性、注意喚起語: 危険)
水生環境有害性 (急性)	: 分類できない (シンボル: なし、注意喚起語: なし)
水生環境有害性 (慢性)	: 分類できない (シンボル: なし、注意喚起語: なし)

G H S ラベル要素

シンボル



注意喚起語 : 危険

危険有害性情報 : ・皮膚刺激

- ・吸入すると有害（ミスト）
- ・遺伝性疾患の恐れ
- ・肺の障害の恐れ
- ・発がんのおそれの疑い
- ・長期又は反復暴露による肺・皮膚の障害
- ・飲み込み、気道に侵入すると生命に危険の恐れ
- ・呼吸器への刺激、眠気またはめまいのおそれ
- ・眼刺激
- ・皮膚に接触すると有害のおそれ
- ・可燃性液体

注意書き：

「予防策」

- ・すべての安全注意（SDS等）を読み理解できるまで取り扱わないこと。
- ・この製品を使用する時に、飲食又は喫煙をしないこと。
- ・容器を密閉しておくこと。
- ・熱、火花、裸火、高温物を近づけないこと。着火源から遠ざけること。火気厳禁
- ・防爆型の電気機器、換気装置、照明用具を使用すること。静電気放電や火花による引火を防止すること。
- ・適切な保護具や換気装置を使用し、暴露を避けること。
- ・屋外又は換気の良い区域のみで使用する。
- ・ミスト、蒸気、スプレーを吸入しないこと。
- ・取扱後はよく手を洗うこと。
- ・空容器に圧力をかけないこと。
- ・容器を溶接、加熱、穴あけ又は切断しないこと。また転倒や落下させる、衝撃を加える等の乱暴な扱いをしないこと。
- ・環境への放出を避けること。

「対応」

- ・火災の場合には適切な消火方法をとること。粉末消火剤、泡消火剤、二酸化炭素消火器が有効。
- ・吸入した場合、被災者を新鮮な空気のある場所に移動し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。医師の手当て、診断を受けること。気分が悪いときは、医師の手当て、診断を受けること。
- ・皮膚を速やかに洗浄すること。水と石鹸で洗うこと。皮膚刺激が生じた場合や気分が悪い時は、医師の診断、手当てを受けること。
- ・眼に入った場合、水で数分間注意深く洗うこと。次にコンタクトレンズを装着していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。眼の刺激が持続する場合や気分が悪い時は、医師の診断、手当てを受けること。
- ・飲み込んだ場合、口をすすぐこと。無理に吐かせないこと。気分が悪い時は医師の診断、手当てを受けること。
- ・暴露した時、又は気分が悪い時は、医師の診断、手当てを受けること。
- ・汚染された衣類を脱ぎ、再使用する場合には洗濯すること。
- ・取り扱った後、手を洗うこと。

「保管」

- ・直射日光を避け、涼しく換気の良い場所に保管すること。
- ・容器を密閉し、保管場所に施錠すること。

「廃棄」

- ・内容物や容器を、都道府県知事の認可を受けた専門の廃棄物処理業者に廃棄を委託すること。

3. 組成及び成分情報

単一製品・混合物の区別	: 混合物
化学名又は一般名	: コンクリート離型剤
成分及び含有率	: 石油系炭化水素90%以上、脂肪族カルボン酸10%未満 固形パラフィン5%未満、酸化ワックス5%未満
化学特性（化学式）	: 特定できない
官報公示整理番号 （化審法、安衛法）	: (9)-1702(化審法)、(9)-1692(化審法)、(9)-1757(化審法) 12-140(安衛法)
C A S No.	: 8008-20-6、74869-22-0、1338-24-5
危険有害成分	
化学物質管理促進法	: 非該当
労働安全衛生法	: 第57条の2通知対象物 政令番号第168号 鉱油 30～60% 第57条の2通知対象物 政令番号第380号 灯油 40～60%
毒物劇物取締法	: 非該当

4. 応急処置

吸入した場合	: 新鮮な空気の場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させる。 医師の手当、診断を受けること。気分が悪いときは、医師の手 て、診断を受けること。 呼吸が止まっている場合及び呼吸が弱い場合は、衣類を緩め 呼吸気道を確保した上で人工呼吸を行う。
皮膚（または髪）に付着 した場合	: 速やかに洗浄すること。水と石鹼で洗うこと。皮膚刺激が生じ た場合や気分が悪い時は、医師の診断、手当てを受けること。
眼に入った場合	: 清浄な水で数分間注意深く洗うこと。次にコンタクトレンズを 装着して容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続 け、医師の診断、手当てを受けること。（引用文献1）
飲み込んだ場合	: 口の中が汚染されている場合は、水で十分すすぐこと。無理に 吐かせないで、医師の手当てを受けること。気分が悪い時は 医師の手当て、診断を受けること。（引用文献2）
予想される急性症状及び 遅発性症状、並びに最も 重要な徴候及び症状	: 誤飲した場合、胃の粘膜を刺激し、嘔吐、胃痛、下痢等の症状 を起こすことがある。目に入ると炎症を起こす可能性がある。 ミストを吸入すると気分が悪くなることもある。 嘔吐中に飲み込んだ本品が肺に吸入されると、肺組織の内出 血、肺水腫、化学性肺炎を起こすことがある。

- 応急措置をする者の保護 : 救助者は状況に応じた適切な保護具を着用する。
医師に対する特別注意事項 : 安静に保ち、医学的な経過観察が必要である。
-

5. 火災時の措置

- 消火剤 : 1. 霧状の強化液、粉末、炭酸ガス、泡が有効である。
2. 初期の火災には、粉末、炭酸ガス消火器を用いる。
3. 大規模火災の際には、泡消火器を用いて空気を遮断することが有効である。
- 使ってはならない消火剤 : ・ 棒状水の使用は、火災を拡大し危険な場合がある。
火災時の特定危険有害度 : 1. 加熱により容器が爆発する恐れがある。
2. 火災によって刺激性、毒性、又は腐食性のガスを発生する恐れがある。
- 特定の消化方法 : 1. 火元への燃焼源を断つ。周囲の設備などに散水して冷却する。
2. 危険でなければ火災区域から容器を移動する。移動不可能な場合、容器及び周囲に散水して冷却する。消火後も大量の水を用いて十分に容器を冷却する。
3. 火災の種類に応じて適切な消火剤を用いる。
- 消火を行う者の保護 : ・ 消火作業の際は風上から行い、適切な空気呼吸器、化学用保護衣を着用する。
-

6. 漏出時の措置

- 人体に対する注意事項 : 1. 作業の際には、必ず適切な保護具を着用する。
2. 直ちに全ての方向に適切な距離を漏洩区域として隔離する。
3. 関係者以外の立ち入りを禁止する。
4. 適切な保護具を着けていないときは破損した容器あるいは漏洩物に触れてはいけない。
5. 風上にとどまる。
6. 低地にいた場合は高地に移動する。
7. 漏洩物に触れたりしない。
8. 密閉された場所に立ち入る前に換気すること。
- 環境に対する注意事項 : 1. 下水道・河川等に排出されないように注意する。
2. 海上の場合、薬剤を用いる場合には運輸省令で定める技術上の基準に適合したものでなければならない。
3. 環境中に放出してはならない。
- 回収、中和、並びに封じ込め及び浄化の方法・機材 : 1. 全ての着火源を速やかに取り除き、漏洩箇所の漏れを止める。
2. 危険地域より人を退避させる。危険地域の周辺には、ロープを張り、人の立ち入りを禁止する。
3. 少量の場合には、土、砂、おがくず、ウエス等に吸収させ回収する。
4. 大量の場合には、盛り土で囲って流出を止めた後、液面を泡で覆い容器等に回収する。

5. 室内で漏出した場合は、窓・ドアを開け十分に換気を行う。
6. 海上の場合、オイルフェンスを展開して拡散を防止し、吸収マット等で吸い取る。薬剤を用いる場合には運輸省令で定める技術上の基準に適合したものでなければならない。

二次災害の防止策

- : 1. 漏洩時は事故の未然防止及び拡大防止を図る目的で、速やかに関係機関に通報する。
2. 付近の着火源となるものを速やかに除くとともに消火剤を準備する。
3. 下水道・河川等に流出し、二次災害・環境汚染を起こさないよう注意する。

7. 取り扱い及び保管上の注意

取り扱い

技術的対策

- : 1. 指定数量以上の量を扱う場合には、法で定められた基準に満足する製造所・貯蔵所・取扱所で行う。
2. 熱、火花、炎、高温体等との接触を避けると共に、みだりに蒸気を発散させないこと。禁煙。
3. 静電気対策を行い、作業衣、靴等も導電性の物を用いる。
4. 危険物が残存している機械設備などを修理、又は加工する場合は、安全な場所において危険物を完全に除去してから行う。
5. 容器から取り出す時は、ポンプなどを使用すること。細管を用いて口で吸い上げるようなこと（サイホン）はしない。飲まない。
6. 皮膚に触れたり、眼に入る可能性のある場合は保護具を着用する。
7. ミストが発生する場合は、呼吸器具等を使用してミストを吸入しない。
8. 容器を転倒や落下させたり、衝撃を加えたり、引きずる等の粗暴な取扱はしない。
9. 容器は必ず密閉する。

注意事項

- : 石油製品から発生した蒸気は空気より重いので滞留しやすい。そのため、換気及び火気等への注意が必要である。
- 室内で取り扱う場合は十分な換気を行う。
- 換気装置は防爆タイプを用いる。

安全取り扱い注意事項

- : 1. 常温で取り扱うものとし、その際、水分、きょう雑物の混入に注意する。
2. ハロゲン類、強酸類、アルカリ類、酸化性物質と接触しないよう注意する。

保管

保管条件

- : 1. 直射日光を避け、涼しく換気の良い場所に保管すること。

適切な技術的対策	2. 容器を密閉し、保管場所に施錠すること。
	3. 危険物の表示をして保管すること。
	4. 熱、スパーク、火炎並びに静電気蓄積を避けること。
	: 保管場所で使用する電気器具は防爆構造とし、器具類は接地する。
注意事項	: 類の異なる危険物（ハロゲン類、強酸類、アルカリ類、酸化性物質）との接触ならびに同一場所での保管を避ける。
容器包装機材	: 1. 空容器に圧力をかけない。圧力をかけると破裂することがある。
	2. 容器は、溶接、加熱、穴あけまたは切断しない。爆発を伴って残留物が発火することがある。

8. 暴露防止及び保護措置

設備対策	: ミスト及び蒸気が発生する場合は、発生源の密閉化または防爆タイプの排気装置を設ける。取扱い場所の近辺に、洗眼及び身体洗浄のための設備を設ける。
管理濃度	: 規定なし（作業環境評価基準：厚生労働省告示第 369 号、平成 16 年 10 月 1 日）
許容濃度	1. 日本産業衛生学会（2004 年度版）：3 mg/m ³ （鉱油ミストとして）（引用文献 3）
	2. ACGIH（2004 年度版）：時間加重平均（TWA）値：5 mg/m ³ （鉱油ミストとして）（引用文献 4）
保護具	
呼吸器用の保護具	: ミスト、蒸気が発生する場合は防毒マスク（有機ガス用）を使用する。
手の保護具	: 長期間または繰り返し接触する場合は耐油性のものを使用する。
眼の保護具	: 飛沫が飛ぶ場合には保護眼鏡を使用する。
皮膚及び身体の保護具	: 長期間にわたり取り扱う場合または油で汚れる場合には、耐油性の長袖作業服を着用する。油で汚れた衣類は完全に洗浄して使用する。

9. 物理的及び化学的性質

物理的状态、形状	: 液体
臭い	: 特異臭
pH	: データなし
融点・凝固点	: データなし
沸点、初留点及び沸騰範囲	: データなし
引火点	: 60℃以上（COC K-2265）
爆発範囲	: 下限 1 容量%、上限 7 容量%（推定値）
蒸気圧	: データなし
蒸気密度（空気 = 1）	: データなし

比重（密度）	: 0.82 g / cm ³ (15℃ K-2249) (代表値)
溶解度	: 水に不溶
オクタノール／水分配係数	: データなし
動粘度	: 4.5 (40℃ CSt K-2283) (代表値)
自然発火温度	: データなし
分解温度	: データなし

10. 安定性及び反応性

安定性	: 通常の条件では安定
危険有害反応可能性	: 強酸化剤との接触を避ける
避けるべき条件	: 混触危険物質との接触 静電放電、衝撃、振動
混触危険物質	: ハロゲン類、強酸類、アルカリ類、酸化性物質
危険有害な分解生成物	: 燃焼の際は煙、一酸化炭素、二酸化炭素、亜硫酸ガスが生成。

11. 有害性情報

急性毒性	: 経口 ラット LD50 5 g / kg 以上 (引用文献 5)
	: 経口 ラット LD50 5000 mg / kg 以上 (引用文献 6)
	: 経皮 ウサギ LD50 5000 mg / L 以上 (引用文献 6)
	: 経口 LD50 2000 mg / kg 以上 (引用文献 7)
	: 経皮 LD50 2000 mg / kg 以上 (引用文献 7)
	: 吸入 (ミスト) 区分 4 (シンボル: 感嘆符、 注意喚起語: 警告)

皮膚腐食性／刺激性	: 軽度の刺激性との報告がある
眼に対する重篤な損傷性 ／刺激性	: うさぎを用いた試験により、軽度の刺激性との報告がある
呼吸器感作性又は皮膚感作性	: 呼吸器感作性 現在のところ有用な情報なし 皮膚感作性 現在のところ有用な情報なし
生殖細胞変異原性	: 現在のところ有用な情報なし

発がん性	: 基油 ・ OSHA による評価: 高度精製基油であり、IARC ではグループ 3 に 分類 (人に対して発がん性について分類できない) (引用文献 8)
	: E U による評価 : 発がん性であるとの表示は必要ない (引用文献 9)

生殖毒性	: 現在のところ有用な情報なし
------	-----------------

12. 環境影響情報

生体毒性

: 急性毒性

魚（*Lepomis macrochirus*）の L L 50/96 時間

10000 mg / L（引用文献 1 0）

魚（ニジマス）の L C 50/96 時間

5000 mg / L 以上（引用文献 1 1）

甲殻類（ミジンコ）E C 50/48 時間

1000 mg / L 以上（引用文献 1 2）

残留性・分解性

: 現在のところ有用な情報なし

生体蓄積性

: 高度精製基油の B C F 及び log Kow を実測した例はない。個々の成分がそれぞれ固有の価を有するので、基油として測定しても無意味である。基油成分の炭素数から演繹すると、log Kow は 4 ～ 6 と考えられ、生体に蓄積する可能性があるが、実際には代謝プロセスにより生体蓄積は緩和されるかもしれない。

（引用文献 1 3）

土壌中の移動性

: 現在のところ有用な情報なし

13. 廃棄上の注意

1. 廃棄においては、関連法規並びに地方自治体の基準に従うこと。
2. 都道府県知事などの許可を受けた産業廃棄物処理業者、もしくは地方公共団体がその処理を行っている場合はそこに委託して処理する。
3. 廃棄物の処理を委託する場合、処理業者などに危険性、有害性を十分告知の上処理を委託する。
4. 容器は清浄にしてリサイクルするか、関連法規並びに地方自治体の基準に従って適正な処分を行う。
5. 空容器を廃棄する時は、内容物を完全に除去すること。

14. 輸送上の注意

国際規制

国連番号

: 該当なし

国連分類

: 該当なし

容器等級

: 該当なし

海洋汚染物質

: 規制の対象である

国内規制

下記、輸送に関する国内法規制に該当するので、各法の規定に従った容器、積載方法により輸送する。

: 消防法（第 4 類 第 2 石油類）（危険等級Ⅲ）

労働安全衛生法 危険物（引火性の物）、表示対象物、通知対象物

: 道路運送車両法 危険物、爆発性液体

: 船舶安全法 船舶による危険物の運送基準等を定める告示
引火性液体類

：航空法 航空機による爆発物等の輸送等を定める告示
引火性液体

輸送の特定の

安全対策及び条件

- ：1. 運搬容器及び包装の外部に品名、数量、危険等級及び「火気厳禁」の表示をする。
2. 指定数量以上を車両で運搬する時は「危」の標識を車両前後に表示し、消火設備を備える。
3. 陸上輸送の場合、運搬時の積み重ね高さは3 m以下とする。
4. 第1類及び第6類の危険物との混載を禁止する。
5. 輸送用容器（タンカー、タンク車、タンクローリーを除く）は危険物の規制に関する別表第3の2項に定めたものを使用する。
- 注）容器は危険物の規則に関する技術上の基準の細目を定める告示第68条の5に定める容器試験基準に適合していることを自主確認すること。
6. その他関係法令の定めるところに従う。

15. 適用法令

消防法

：危険物第4類第2石油類 危険等級Ⅲ

労働安全衛生法

：危険物 表示対象物 通知対象物

船舶安全法

：船舶による危険物の運送基準等を定める告示
引火性液体類

航空法

：航空機による爆発物等の輸送基準等を定める告示
引火性液体

海洋汚染防止法

：油分排出規制

化学物質管理促進法

：第一種指定化学物質

下水道法

：鉱油類排出規制

港則法

：引火性液体類

道路運送車両法

：危険物、爆発性液体

水質汚濁防止法

：油分排出規制

廃棄物の処理

：産業廃棄物規則（拡散、流出の禁止）

及び清掃に関する法律

16. その他の情報

引用文献

1. ANSI Z129.1-2000

American National Standards Institute.（米国国家規格協会）

2. 新・絵で見る中毒110番「潤滑油」（保健同人社）

3. 許容濃度の勧告（2004）（日本産業衛生学会 産業衛生学会誌）

4. Threshold limit values for chemical substances and physical agents and biological exposure indices, ACGIH（2004）

5. IARC MONOGRAPHS ON THE EVALUATION OF

THE CARCINOGENIC RISK OF CHEMICALS
TO HUMANS

Polynuclear Aromatic Hydrocarbons Part2:Carbon Blacks,Mineral Oils(Lubricant Base Oils and Derived Products) and some Nitroarenes :VOLUME 33;International Agency for Research on Cancer (Lyon)

6. Kane,M.L. et al.,Am. J. Ind. Med.,vol 15 183(1984)
7. Classification and labeling of petroleum substances according to the EU dangerous Substances
8. IARC MONOGRAPHS ON THE EVALUATION OF THE CARCINOGENIC RISK OF CHEMICALS TO HUMANS:Overall
Evaluation of Carcinogenicity:An Updating of IARC Monographs Volumes 1 to 42:
SUPPLEMENT 7; International Agency for Research on Cancer(Lyon)
9. EU 危険な物質のリスト(第7版)危険な物質の分類、包装、表示に関する理事会
指令 67/548/EEC の付属書 I - 第29次適応化委員会指令 2004/73/EC 対応—
(社)日本化学物質安全・情報センター)
10. Mobil(1984-1991)In-house company data.Prinston N.J:Mobil Oil CORPORATION
11. Blackman,R.A.A.,et al.,Fishers Research Technical Report NO.39(1980)
12. Shell,unpublished data
13. CONCAWE report No.01/54 environmental classification of petroleum
substances-summary data and rationale
14. 安全データシートの作成指針(2012年6月 日本化学工業協会)

お願い

安全データシートは、危険有害な化学製品について、安全な取扱いを確保するための参考情報として、取り扱う事業者提供されるものです。

取り扱う事業者はこれを参考として、自らの責任において、個々の取扱い等の実態に応じた適切な処置を講じることが必要であることを理解した上で、使用されるようお願いいたします。
したがって、本データシートそのものは、安全を保証するものではありません。